

(書式3-1-6)

地主が借地権付きで建物を買取り賃貸借契約を終了させる場合の合意書

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間で締結された平成〇〇年〇〇月〇〇日付土地賃貸借契約（以下、「本件契約」という）について、甲、乙は以下のとおり合意する。

第1条 甲乙は、本日づけで本件契約を合意解除する。

第2条 乙は、その所有する本件土地上の別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という）を、金〇〇〇万円（借地権付価格を含む）で甲に売り渡す。

第3条 甲は、前項の代金を、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、乙が指定する金融機関に振り込む方法により支払う。

甲が前項の支払を遅延したときは、年〇%の割合による遅延損害金を支払う。

第4条 乙は甲に対して、前条の支払いを受けた後〇日以内に本件土地上の建物を明け渡すと伴に、第2条の売買を原因とする本件建物の所有権移転登記手続きをなす。但し、登記費用は甲の負担とする。

乙が、前項の期限に遅れたときは、1日あたり金〇〇〇円を、賃料相当損害金として支払う。

第5条 甲乙は、本合意書に定める外は、本件契約に関し相互に何らの債権債務もないことを確認する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



物 件 目 録

所 在

家 屋 番 号

種 類 及 び 構 造

床 面 積



解説

(第1条)

必要に応じて解除事由を明記する。

(第4条)

建物代金の支払いが現金決済の場合、明渡し及び登記手続きは同時履行としてよい。しかし、本件のように送金処理される場合は、数日間の時間猶予を決めておくしかない。

(印紙)

印紙税法第2条所定の別表第一の1号で定める文書に該当する。具体的な印紙税額については、合意書・示談書・協定書・協約書・確認書ガイド第8「印紙」で記載する印紙税法第2条、別表第一課税物件表番号1の欄を参考にされたい。